

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

知らないうちに、 兄が母の預金を引き出していました。

施設にいた母が90歳手前で亡くなつてから、間もなく半年になります。

恥ずかしい話ですが、たった一人の兄と相続でもめています。兄は定年後も勤めているし、家はあるし、悠々自適なのに、私の方は、夫が若年性アルツハイマーで離職し、子供二人はまだ大学生なので、必死に働いて家計を支えている状況です。

10年前に父が亡くなった時、兄は葬儀や相続もきちんとやってくれたし、母の足腰が弱り、5年前に家を売って入所させる時も全てやってくれました。私の方は大変だから、施設も自分たち夫婦が行くから心配するな

と言ってくれて、感謝していたのです。当初見舞いに行った時、母は預金通帳を見せてくれ、今5000万円ある、施設は年金15万円にプラス数万円で済むので、いつまで生きるか分からないけれどだいぶ残る、仲良く二人で分けてねと言いました。

なのに、兄が言うには、預金残高は1500万円、お前は何かもしていないので本来分け前はないが、困っているので半分はやろうと言うだけで、通帳も見

せてくれません。おかしい言っていたら、相続人だから銀行に請求すれば履歴が取れると言う人がいて、取りました。そうしたら、1回50万円の引き落としが数え切れないほどあり、その総額だけでも2000万円になります。

お金も実際とても欲しいし、第一このままでは母の気持ちに反します。先生、どうすればよいのでしょうか？

遺産分割調停で、

不明な引き出しの用途を明らかにしましょう。

大変ご心痛のことですね。ご両親さまもどんなにか嘆いておられることでしょう。

お兄さまもたぶん、お金が入り用な何か事情があるのでしようね。外見上はなんら不自由がなさそうでも、子供のこととか、事業や株などに手を出したとか、他からは分からない事情があったりするものです。確かに在所中のお母さまにそんな大金は要らないし、外で引き出すこともできない。お兄さまが引き出したのは間違いないでしょうし、だからこそ通帳も見せられないわけです。

実はこうした争いはよくあるのですよ。弁護士でも知らない人がいるのですが(一)遺産分割というのは「今ある積極財産」を相続人の間で分けるものなのです。この場合は、1500万円円の遺産を相続人二人でどう分けるかということです。

では不当に引き出されて、残っていないお金は何なのか？
実は、これは遺産ではなく、不当利得返還請求(あるいは不法行為による損害賠償請求)の

対象として、家裁ではなく別途地裁で訴訟を起こして争うべき性質のものなのです。しかし、そうなると、家裁で調停をし、地裁で訴訟をし…と二度手間なので、まずは家裁に起こす遺産分割調停で、不明な引き出し額について逐一これは何に使ったのか、明らかにするよう相手方に求めています。

もしお母さまが何か必要で、言われてまとまった額を下ろしたのならばそう言うし、もし自分が困って親に無心したのならば、それは生前贈与となつて、相当額分はお兄さまは受け取れないこととなります。仮にも裁

判所なので、こうした要請に全く応じない人は見たことがありませんが、中にはいるかもしれない、不当利得はないと反証しないといけなくなりますからね。

大変にストレスがかかりますが、納得できないのならば、やるべきですね。いったん家裁で750万円での調停を成立させてしまつと、最後に「他に一切の債権債務がない」旨の精算条項が付き、後で争うのは極めて難しくなるのでご注意ください。

